

参考資料②（提言⑤⑥⑦に対して）

多文化コミュニティの推進による平和創造

外国籍住民の生活の質の向上を通じて、日本社会の質の向上を！ 外国籍住民の能力を活用して、日本社会の活力の向上を！

3つの政策提言

- 1) 多文化ソーシャルワーカー育成制度（提案者：BURMA CONCERN 共同代表 熊切拓）
若者を対象に外国籍住民のためのソーシャルワーカーを育成する制度。
- 2) 外国籍の子どものための教育支援
（提案者：CCS 世界の子どもと手をつなぐ学生の会 中西久恵）
外国籍の子どもの教育についての公的支援を政策的にバックアップ。
- 3) 難民認定申請コーディネーター制度（提案者：BURMA CONCERN 共同代表 熊切拓）
市民が難民認定審査過程に積極的に関与することにより、審査を透明化・効率化する制度。

《背景》

日本における外国籍住民は、外国人登録者数だけでも221万7,426人と過去最高を記録した。また総人口におけるその割合も1.74%となり、外国籍住民の存在は、日本社会においてもはや無視できないものとなっている（数値は法務省「平成21年版出入国管理白書」より）。

しかしながら、日本政府の外国籍住民に対する政策は、出入国管理、もしくは在留管理に終始し、「受け入れた外国人を構成員としてどのような社会を構築するかについての政策が非常に貧困」であることが指摘されている（北脇保之[2008:6]）。このように国家としての全面的な取り組みが欠如しているため、外国籍住民が日本社会で直面する具体的な問題の解決が、各地の自治体、NGO、市民の努力に委ねられる（場合によっては、押し付けられる）、という状況が続いてきた（2009年1月9日に、内閣府に定住外国人施策推進会議が設置されたが、これはその目的として「今般の厳しい雇用情勢の下で困難な状況に置かれている日系人等の定住外国人への支援を検討するなど、定住外国人に関する施策について政府全体としての取組を推進するため」と記されているように、外国籍住民の雇用問題のみに焦点を当て、その生活全体にかかわるといえるものではなく、これまでの施策の延長線上にあるものである）。

だが、外国籍住民が今後ますます増加し、日本社会におけるその重要性も高まるという現実的な展望に立てば、外国籍住民に対する取り組み、特にその暮らしと権利に焦点を当てた取り組みはますます不可欠となる。また、さまざまな外国籍住民が存在する多文化社会を日本が「これまでに経験したことのない社会」（山西優二[2009:9]）と捉えるのならば、従来のようにその解決を地方自治体や市民に任せきりにする対症療法的な取り組みではもはや不十分である。日本社会全体の課題であるという観点に立ち、新たな社会理解、新たな枠組みを生み出していくような包括的・根本的な取り組みへと転換していかなくてはならないのである。日本は、自分たちがこれからどのような社会を目指すのかという根本的なビジョンをも含めて、外国籍住民に関する政策を総合的に論議すべき段階に来ているといえよう。

ここにわたしたちが提出する3つの政策提言は、日本での外国籍住民の直面する問題に関する長年の経験からそれぞれ生まれたものであり、現実的な問題の解決のための提案であると同時に、外国籍住民に関する包括的な政策論議を国政の場で喚起することをも目的としている。

これらの政策提言がその根底において共有しているのは、外国籍住民の生活を守るとは、日本社会の生活の質と活力の向上につながる、というビジョンである。

外国籍住民の生活を守り、その質の向上を保障するには、2つの要素、すなわち制度の整備とそれに支えられた現場での実践がかね備わってはいなくてはならない。まず、外国籍住民に対する支援制度が改善されるということは、制度というものが他の制度との兼ね合いにおいて機能しうる以上、日本社会全体の福祉制度水準の改善に直結している。また、外国籍住民の直面する問題を解決するための日常的な実践・営みは、外国籍住民を公正に扱う社会をつくるための働きであるといえるが、同時にこれは、誰にとっても公正な社会をつくるための働きとなる。すなわち、外国籍住民支援の向上は、日本社会全体の福祉を向上させ、社会を特権や差別のないより公平な状態に向かわせることにかかわっているのである。

いっぽう、外国籍住民への支援は、日本社会への不適合によって生じる損失を最低限に抑制するという点で、これらの人々の能力の発揮を助け、日本社会の活力を高めるものでもある。さらに、この支援のために働く日本国籍住民、外国籍住民の雇用機会を増やすという点でも、同様な効果が期待できる。

最後に、これらの政策提言が共有している次の4つの基本的な認識について触れる。

①現実主義

既に多くの外国籍居住者が日本におり、その存在感は今後ますます大きくなるだろうという現実・に即した認識から、あらゆる議論をはじめめる必要がある。日本にどのような外国籍居住者を受け入れるべきか、（あるいは「追い出す」べきか）という出入国管理・在留管理の観点からの議論は、この現状の解決には役に立たない。

②人権

外国人を労働者として受け入れる流れはもはや止みがたい。しかし、外国人居住者・労働者を単なる労働力ではなく、日本人と同じようにさまざまな夢や希望をもった尊厳ある人間だとみなす人権的観点はつねに優先されねばならない。さもなければ、日本に住む外国籍住民の人権状況を調査したホルヘ・ブスタマンテ国連特別報告者が2010年3月31日に「外国人研修・技能実習制度」について発表した「奴隷制度になりかねない」との懸念が、外国籍住民のかかわるあらゆる領域で現実味を帯びることになるだろう。

③包括性

外国籍住民に対する支援は、それがその生命全体にかかわる以上、包括的なものでなくてはならない。また、日本社会の将来にかかわる事柄である以上、大局的なビジョンとともに議論されるべきものであり、対症療法的なものであってはならない。

④政策重視

外国籍住民に対する支援を、市民やNGOの善意（あるいは逆の場合には差別意識）や特定の思想・信条に基づく活動にのみに委ねるべきではない。社会全体が取り組むべき問題として、国が主導して政策・制度によりその支援を保障すべきである。

（熊切拓）

【文献】

- 北脇保之 2008 「日本の外国人政策—政策に関する概念の検討および国・地方自治体政策の検証」『多言語・多文化—実践と研究 vol.1』
- 山西優二 2009 「多文化社会コーディネーターの専門性と形成の視点」, 『シリーズ 多言語・多文化協働実践研究 No. 11 これがコーディネーターだ！ —多文化社会におけるコーディネーターの専門性と形成の視点—』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター